

(一社)兵庫県電業協会 会員の皆様へのお知らせ

協力・連携 兵庫働き方改革推進支援センター

残業時間の上限規正への対応できていますか？

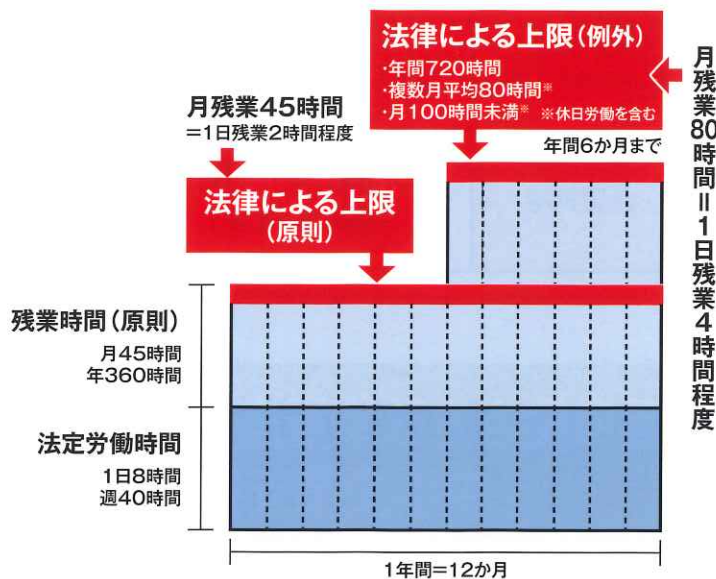
1 2024年4月1日から「残業時間の上限規制」がはじまります。

2019年4月1日、「時間外労働の上限規制」が施行されました。この時、建設業は5年間適用が猶予されました。いよいよ2024年4月1日から上限規制がはじまります。

●残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。

●臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内で、労使が合意する36協定の締結が必要です。

- ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 - ・月100時間未満(休日労働を含む)を越えることはできません。
- また、原則である月45時間を越えることができるのは、年間6ヶ月までです。



2 建設業で活用できる助成金の新設や拡充が予定されています。

上記の法改正にともない、「働き方改革推進助成金(適用猶予業種等対応コース)」の新設、「人材開発支援助成金」や「人材確保支援助成金」の拡充が予定されています。

3 支援センターの支援サービスをご利用ください。(裏面に支援サービスを掲載しています)

助成金の申請にあたり、賃金台帳・出勤簿などの法定帳簿や就業規則の提出が必要となります。働き方改革推進支援センターは、厚生労働省・兵庫労働局の委託を受け、無料の企業訪問支援を行っています。助成金の活用や労務整備のために、訪問支援サービスをご利用下さい。

「働き方改革 相談窓口」を令和5年6月～2月に設置します。(12月はのぞく)

開設日時 毎月第4水曜日 [6月28日 7月26日 8月23日 9月27日]
13:00~16:00 [10月25日 11月22日 1月24日 2月28日]

会場 兵庫県電業協会 事務局

相談時間 1事業者1時間以内 ※企業への出張相談も可能です。

その他
・相談料無料
・秘密厳守

申込方法 2日前までに、裏面の「予約申込書」を事務局までFAX送信してください。

お問い合わせ先 (一社)兵庫県電業協会 TEL (078) 222-0365

兵庫県電業協会『働き方改革』相談窓口 予約申込書

ご記入いただいた個人情報は今回の『働き方改革』相談にのみ使用いたします。
下記にご記入のうえFAXでお申し込みください。

兵庫県電業協会 事務局 (FAX078-222-0389)

事業所名		業 種		従業員数	人
所在地	〒 ー	TEL			
		FAX			
相談者名		役 職			
相 談 希望日時	月 日 (第4水曜日)	13:00～ 14:00～ 15:00～ ※ご希望の時間帯に○を つけてください。	相談内容		

兵庫働き方改革推進支援センター(厚生労働省・兵庫労働局委託事業)の 中小企業支援サービス(無料)をご利用ください

1 お気軽にお電話ください。

「働き方改革」関連法や「育児・介護休業法」など法改正への対応や求人・採用に向けた相談に応じます。

●平日、9:00～17:00

☎0120-79-1149

2 専門家による訪問支援を行っています。

令和3年度 県内500社がフル活用。

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1社原則3回まで無料。現場に則したアドバイスが好評です。フリーダイヤルからお申込みください。

秘密厳守

原則3回まで無料

課題により最大6回まで利用可

3 社内研修に講師を無料で派遣します。

テーマ・内容について相談に応じます。上記フリーダイヤルにお電話ください。

兵庫働き方改革推進支援センター

厚生労働省・兵庫労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare
(厚生労働省・兵庫労働局委託事業)

■ TEL フリーダイヤル 0120-79-1149 ■ FAX 078-515-6757 ■ 住所 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F